

委託業務仕様書

1 委託業務の名称

京の食材マーケット開拓員設置運営委託業務

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の目的

海外情勢の影響による原油価格、物価高騰のため生産資材及び原材料の値上がりを受け、農業者の生産意欲の低下が懸念される中、生産物価格の向上により農林水産業経営を維持安定させるために、京野菜をはじめとする京都府産農林水産物及びその加工品（以下「京野菜等」という。）について、首都圏での需要を拡大することを目的とする。

4 委託業務の概要

首都圏に「京の食材マーケット開拓員」（以下「開拓員」という。）を設置し、公益社団法人 京のふるさと産品協会（以下「協会」という。）が実施する京野菜等の需要拡大の取組を支援する。

5 業務の内容

(1) 開拓員の設置

首都圏の農林水産物流通・食品関係業界に精通した者を開拓員として設置する。

(2) 開拓員の業務

ア 流通状況等の情報収集

首都圏における京野菜等の流通状況、他県競合産地産の青果物等の流通状況、業務用需要を狙いとする販路開拓の情報を収集し、随時、協会を通じて、京都府、府内生産者団体はじめ関係組織と情報共有する。

イ 販路開拓支援

アの情報をもとに、首都圏百貨店・高級量販店等の販路開拓に向け、協会実施事業への助言・支援を行う。

ウ ほんまもん京野菜取扱店の情報収集・PR等支援

「ほんまもん京野菜取扱店」等の情報を収集・情報共有し、協会の指示に基づき店頭PRや京野菜コーナー化に向けた提案・支援を行う。

エ 旬の京野菜提供店の状況把握等

「旬の京野菜提供店」等の状況を把握し、協会の指示を受けて提供店による京野菜PRの支援を行う。

オ 情報交換等の実施

上記業務の効果的な推進のため、必要に応じて協会、京都府農林水産部・東京事務所、府内関係組織の担当者と情報交換・打合せ（ウェブ会議等を含む）を行う。

カ 京野菜等のPR活動

協会の指示を受け、京都府や京都府農林水産関係団体が実施する首都圏における京野菜等のPR活動に協力し、首都圏での京野菜及び京都府産農林水産物を使用した加工品PRイベントの提案・支援を行う。

(3) 開拓員の活動支援業務

開拓員の活動拠点を設置し、開拓員の活動をサポートするため、開拓員の各業務の実施準備、結果分析・報告など以下の取組を行う。

ア 上記事業の企画に当たって、積極的に提案を行うとともに、準備、販路開拓支援、開拓員活動運営、実施結果報告・収集情報共有等を行う。

イ 開拓員の活動状況を、月に1回以上、協会が指定した期日までに報告する。

6 個人情報の保護

当事業の運営を通じて取得した個人情報等については、個人情報保護法の基本理念を尊重し、個人情報の保護に自主的に取り組む。

7 業務の実施方法

(1) 業務の実施場所

本業務の実施に当たっては、協会及び京都府職員等と連携するため、受託業者に係る首都圏の事務室又は指定する場所を拠点とする。

(2) 業務の遂行

本業務の遂行にあたり、関係法令を遵守する。

8 業務の対象経費

(1) 本業務に従事する者の人件費

賃金、通勤手当、社会保険料等

(2) 事業費

ア 本業務に従事する者の旅費

イ パソコン(必要ソフト含む。)リース代

ウ 複合機リース代

エ 上記機器に必要となる消耗品費

オ 通信運搬費

カ その他事業の遂行に伴う経費

9 業務完了報告

本業務が完了したときは、遅滞なく次の事項を記載した実績報告書を提出する。

(1) 本事業の実施結果の概要

(2) 本事業により訪問した対象企業の数(再訪問を含む)

(3) 新たに京野菜等の取扱いを始めた対象企業等の数

(4) 訪問結果報告書及び傾向と分析を記した書類

(5) 本事業に要した経費の内訳

なお、上記内容が確認できる書類として、労働者名簿、賃金台帳、業務日誌等を事業終了後10年間保存しておかなければならない。

10 業務上の留意事項

- (1) 受託者が、上記各条件に違反した場合は、委託業務の一部又は全額を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全額を返還させる場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合は、違約金を求める場合がある。
- (3) 委託契約額を確定した結果、委託費に残額が生じたとき、又は委託費により発生した収入があるときは、返還しなければならない。
- (4) (3)の有無に関わらず、業務完了後、業務完了報告書を提出する。

11 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、協会と緊密に連絡調整を行い、その施策に協力する。
- (2) 開拓員の人選に当たっては、採用前に協会と調整を行った上で採用を決定する。
また、委託期間中であっても協会が求めるときは、開拓員を変更すること。再度、人選するときは前述の手続きを踏襲する。
- (3) 業務の状況等に関する報告は、産品協会が必要とする場合、速やかに行う。
- (4) 協会の事業であることを踏まえ、企業開拓・支援について特定の企業に偏ることなく、実施する。
- (5) 協会並びに国及び府の事業展開により、新たな業務が加わることがある。
- (6) その他、契約書及び事業仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、協会と協議して決定する。